

茨城工業高等専門学校運営会議規則

〔 昭和 45 年 4 月 1 日 〕
制 定

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校教員組織規則第16条第2項の規定に基づき、運営会議に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営会議は、校長の諮問に応じ、茨城工業高等専門学校の管理運営に関する重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各副校長
- (3) 各センター長
- (4) 国際創造工学科長
- (5) 各系長及び各部長
- (6) 各室長
- (7) 事務部長

第4条 校長は、運営会議を招集し、その議長となる。

第5条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7条 運営会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校主任会議規則（昭和42年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年1月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。